



ケアマネジャーさんに 知ってほしい足立区の 認知症支援施策について

地域包括ケアシステム推進担当課
保健師 岡崎 啓子

▶ 認知症高齢者数の推計

平成28年4月1日現在

65歳以上高齢者人口 166,907人

認知症高齢者	約23,000人	}	約44,700人
MCI有病者数	約21,700人		

推計根拠

都 高齢者人口の13.8% (H25)

国 65歳以上高齢者の認知症有病率推測値 15%
(H24)

65歳以上のMCI有病率推定値 13% (H24)

ある日、あなたの担当のケースの家族の方から、こんな相談がありました。



ある日、娘夫婦が家に帰ったところ、玄関に座り込んだまま立ち上がれなくなっている母親(要介護1)を発見した。救急車を呼んで病院を受診したところ、医師から腰椎圧迫骨折と言われ、「鎮痛薬を飲んで安静にしていれば回復しますよ」と説明された。

しかし、娘夫婦は、本人が最近認知症を疑わせる症状があるので「入院させてもらえませんか」と頼んだ。その直後……

3

(続き)



本人は娘に対して、「むりやり私を病院に連れてきて私を入院させるつもりか！お前たちは私をボケ扱いして私の家をのっとるつもりか！」と大声をあげて興奮しはじめた。娘夫婦の話では、夫と死別してから、ひっきりなしにいろいろなところに電話をかけて、「財布をどこに隠した！」「通帳を勝手にもっていったらろ！」「私を追い出して家をのっとるつもりか！」と激しく攻撃するようになったという。また、足腰が元気なときは一人でどこにでも行ってことが頻繁にあり目が離せない状態なので、娘夫婦は、「どうか入院させて欲しい」と医師に懇願したが、自宅に帰されてしまった。

4

さて、あなたは どうしますか？

もの忘れ相談	もの忘れ、認知症についてご心配な本人、ご家族、関係者の方々からの相談を地域包括支援センターで年4回、足立区医師会のもの忘れ相談医の先生が個別に相談に行っています。費用は無料です。
認知症初期集中支援事業	もの忘れ相談に来所することができない方を、地域包括支援センター職員・認知症地域支援推進員・認知症サポート医で構成する認知症初期集中支援チームが訪問し適切な医療や介護サービスに繋がめます(6ヶ月)。
アウトリーチ事業	区に配置する「認知症コーディネーター」と、認知症疾患医療センター(大内病院)に配置する医師・看護師・精神保健福祉士などで構成する「認知症アウトリーチチーム」が協働し、認知症の疑いのある受診困難者を把握・訪問し、適切な医療・福祉・介護サービスや鑑別診断などに繋げる活動を行います。

お問い合わせはすべて地域包括支援センターへ

認知症訪問支援事業	介護予防チェックリストの結果、認知症の疑いのある方または未返信の方に訪問して生活状況を把握し、必要時適切なサービスを紹介、導入し住み慣れた地域で在宅生活が長く続けられるように支援します。
認知症サポーター	認知症について正しい知識を持った、認知症の人や家族の応援者です。認知症サポーター養成講座を受講することで認知症サポーターになることができます。
やすらぎ支援員	在宅で65歳以上の認知症高齢者を介護している家族(重度認知症の場合は対象外)を対象に、家族が外出する時や介護疲れで休息が必要な時に、家族に代わって見守りや話し相手を行うボランティアを派遣します。

お問い合わせはすべて地域包括支援センターへ

見守りキーホルダー	65歳以上の、認知症状などにより見守りが必要な方、ひとりでの外出に不安のある方を対象に、警察の保護された場合や外出中に緊急搬送された場合などに見守りキーホルダーを持っていると、警察や消防などからの照会に対し迅速な身元確認や緊急連絡先の方への連絡ができます。無料ですが、原則緊急連絡先の方2名の登録が必要です。
あんしんプリント	65歳以上の見守りキーホルダーを申請した方で、特に徘徊の恐れが強い方を対象に、見守りキーホルダーの番号を衣類にプリントしていると、警察や消防などからの照会に対し迅速な身元確認や緊急連絡先の方への連絡ができます。無料ですが、プリントは予約制です。
認知症カフェ	認知症の方や、認知症の方を介護している家族が集まる安心して集うことができる憩いの場です。

お問い合わせはすべて地域包括支援センターへ

○自立支援医療費制度

○精神障害者保健福祉手帳制度

○後期高齢者医療費制度

75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方を対象とする医療制度です。被保険者となる方は都内に住む以下の方が対象です。

対象となる方	いつから
75歳以上の方	75歳の誕生日当日から
障害認定を受けた方 申請により一定の障害があると広域連合から認定された65歳から74歳までの方	区に申請をし、広域連合の認定を受けた日から

障害認定を受ける場合は、認定要件について区の担当窓口(各保健センター)にお問い合わせください。

申請には、障害の状態を明らかにするための身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳又は国民年金証書などと、マイナンバー(個人番号)が確認できる書類(通知カード等)の提示が必要となります。

なお、過去にさかのぼっての認定や撤回はできません。

ご清聴ありがとうございました



趣旨・制度の概要

精神障害者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができないよう、精神障害の状態の軽減のために必要な医療について自立支援医療費を支給することにより、精神障害者の福祉の増進と精神障害の適正な医療の普及を図ることを目的としています。

精神疾患のため通院による継続的な治療を受ける場合の負担軽減を図る制度で、通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、自立支援医療費制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます。

また、本制度は、精神通院医療に係る往診・デイケア・訪問看護・てんかんの診療及び薬代等も対象としています。なお、精神科以外での精神疾患の通院診療も対象となります。

自己負担（原則1割）について

自己負担は原則1割ですが、利用者本人の収入や世帯（※①、②を参照）の所得・疾患等に応じて月額自己負担上限額（表参照）が設定されています。

所得区分	所得の条件	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯又は支援給付世帯（※③を参照）	0円
低所得1	区市町村民税非課税世帯 本人収入80万円以下の方（公的年金収入等含む）	2,500円
低所得2	区市町村民税非課税世帯 本人収入80万円超える方（公的年金収入等含む）	5,000円
中間所得層1	区市町村民税（所得割）額が合計3万3千円未満の世帯 高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方 （重度かつ継続）に非該当の方は、負担上限額は無く、自己負担は医療費の1割	5,000円
中間所得層2	区市町村民税（所得割）額が合計3万3千円～23万5千円未満の世帯 高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方 （重度かつ継続）に非該当の方は、負担上限額は無く、自己負担は医療費の1割	10,000円
一定所得以上※④	区市町村民税（所得割）額が合計23万5千円以上の世帯 高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方 （重度かつ継続）に非該当の方は、この制度は受けられません	20,000円

※①「世帯」の範囲は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を、同一世帯とします。異なる医療保険に加入している家族の方は別世帯となります。

※②「世帯」の所得は、社会保険の方の場合、被保険者本人の所得により区分されます。

※③「支援給付世帯」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯です。

※④一定所得以上で、高額治療継続者（「重度かつ継続」）に該当する場合は、経過措置として平成30年3月31日までは公費負担医療の対象となります。

東京都独自の精神通院医療費助成制度

東京都では、社会保険加入者、後期高齢者医療制度被保険者及び国民健康保険組合加入者で区市町村民税が非課税の世帯の方（自立支援医療費制度上、「低所得1」「低所得2」に該当する方）について自立支援医療費の自己負担額分（負担上限月額2,500円又は5,000円を限度とする）を助成する制度を実施しています。

※ただし他県の医療機関を指定されている方は一旦自己負担が発生することになります。

※区市町村の国民健康保険加入者については、それぞれの国民健康保険より助成を行う制度があります。詳しくは、区市町村窓口におたずねください。

※社会保険から国民健康保険に変更になる等、医療保険が変更になった場合は、あらためて区市町村窓口にて変更の申請が必要になります。

申請窓口

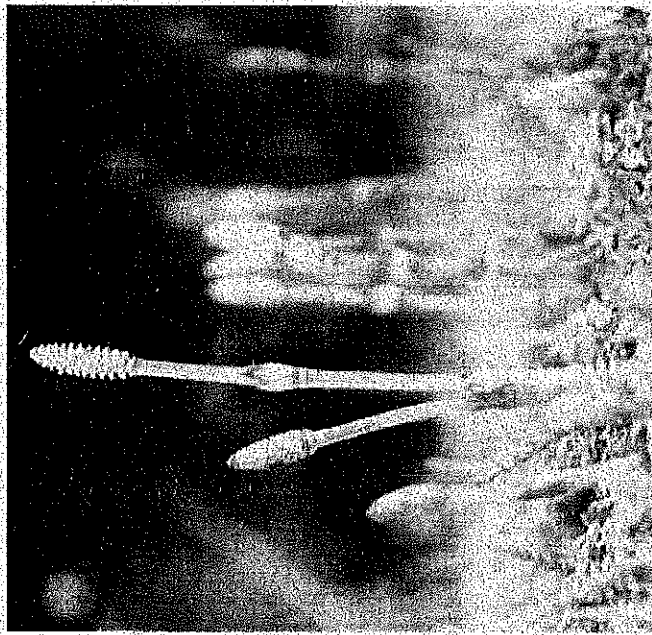
申請窓口は、お住まい（居住地）の区市町村となりますので、本リーフレット中の、特別区及び市町村窓口一覽でご確認ください。

申請手続は、18歳以上の方はご本人が行い、18歳未満の方は、その保護者が申請者となります。

申請書類の提出はご本人以外の方（家族、親族、福祉事務所職員、福祉施設職員、成年後見人等）でも行うことができます。

平成28年1月から申請書にマイナンバーの記載が必要です。
あなたは知っていますか？この制度！

自立支援医療費制度 （精神通院医療）



手続は、お住まいの区市町村の窓口にて指定の書類を提出してください。

平成28年8月

東京都



TEL 03-3568-1111
WWW.TOKYO-CITY.GOV.JP

◆ 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書

区市町村窓口にあります。

※平成28年1月より「マイナンバー(個人番号)」を記入する様式に改定されました。

◆ 自立支援医療診断書(精神通院)

東京都指定の診断書で、区市町村窓口にあります。精神医療を行う主治医に書いてもらいます。

◆ 世帯(保険単位)を確認する書類

医療保険の被保険者証等の写し

◆ 世帯所得を確認できる書類(所得区分等の確認のため窓口で同意書求められることもあります)

●生活保護又は支援給付受給の方…福祉事務所の証明書・保護決定通知書又は支援給付決定通知書の写し等

●非課税世帯の方…非課税証明書・標準負担額減額認定書等

●中間所得層、一定所得以上の方…区市町村民税の課税証明書

※マイナンバー(個人番号)を記入することで、世帯所得を確認できる書類の提出を省略できるようにするのは平成29年7月からとなります。

◆ マイナンバー制度の「個人番号カード」の提示

(個人番号カードがない場合は、「通知カード」とご本人であることを顔写真にて確認するための運転免許証、精神障害者保健福祉手帳等の公的書類を提示してください。通知カードを提示する代わりに、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提示することも可能です。申請者が18歳未満の場合は保護者の個人番号カードも提示が必要になります。)

* 継続(更新)申請時の手続は毎年必要ですが、自立支援医療診断書(精神通院)の提出は2年に1度です。

病状及び治療方針の変更がない場合、自立支援医療診断書(精神通院)の提出は、「2年に1度」となります。

ただし、有効期間を過ぎてしまったからの申請は、「再開申請」となり診断書の提出が必要となります。

* 精神障害者保健福祉手帳との同時申請について

精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療費制度を同時に申請する場合は、手帳用診断書により同時申請が可能です(高額治療継続者(重度かつ継続)として申請する場合は、別途「意見書」が必要な場合があります)。年金証書等の写しによる同時申請はできません。

なお、同時申請で手帳と自立支援医療の継続(更新)申請を行う場合については、手帳と自立支援医療費制度の更新可能期間が一致している場合のみ可能です。

* 自立支援医療受給者証と精神障害者保健福祉手帳の有効期間終了日を合わせる事ができます。

自立支援医療と精神障害者保健福祉手帳の有効期間終了日が異なるため同時申請が出来ない場合は、次回以降の申請において同時申請が可能になるように、自立支援医療受給者証(精神通院)の有効期間を短縮して精神障害者保健福祉手帳の有効期間終了日に合せることができます。「認定期間短縮にかかる承諾書」の提出と精神障害者保健福祉手帳の有効期間が1年未満(申請時点)であることが適用条件となります。

* 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の新規申請(再開申請を含む)について

精神障害者保健福祉手帳(診断書に基づいて交付されたものに限る)の交付を受けている方が、「高額治療継続者(重度かつ継続)」に該当しない新規申請(再開申請を含む)を行う場合には、手帳の写しを添付すれば、診断書の提出は必要ありません。「高額治療継続者(重度かつ継続)」を申請する場合は、意見書を添付してください。お持ちの精神障害者保健福祉手帳の有効期間が1年未満である場合は、「認定期間短縮にかかる承諾書」の提出書類が必要です。なお、上記の精神障害者保健福祉手帳の写しで申請された方は次回の継続(更新)申請の手続においては診断書の提出が必要となります。

申請に基づき審査を行い、認定された場合は、都知事から「自立支援医療受給者証(精神通院)」を交付します。その際、区市町村経由にて、負担上限額が設定された方に「自己負担上限額管理票」を同時にお渡します。

受診の際、受給者証に記載されている医療機関・薬局等に必ず「受給者証と自己負担上限額管理票を提示してください(生活保護及び中間所得層で「高額治療継続者(重度かつ継続)」非該当の方は、「自己負担上限額管理票」は使用しません)。

なお、認定されなかった場合には、「自立支援医療(精神通院)支給認定申請却下決定通知書」をご本人宛に通知します。

医療機関・薬局等について

自立支援医療費制度が適用される医療機関・薬局等は、申請書に記載された医療機関・薬局等に限り、(医療機関及び薬局などの事業者自身も指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を所在地の都道府県知事又は政令市長から受けることが前提となります)。交付される受給者証には、利用できる医療機関等が記載されます。

有効期間

有効期間は原則として1年です。継続(更新)申請の手続は、毎年必要です。継続(更新)申請は、有効期間満了日の3か月前から手続ができますので、お早目に手続をしてください。新たな申請に基づき再審査した上、決定いたします。

自己負担上限額管理票とは

負担上限月額が設定されている方には、「自己負担上限額管理票」もお渡します。受診される際は、その都度、医療機関・薬局等の窓口にて、受給者証と併せて本管理票を提示し、自己負担額の記入を受けてください。上限月額に達した場合、それ以降その月にかかる自己負担は免除になります(受給者証に記載されている医療機関・薬局等に限り)。東京都の医療費助成制度対象の方は、自己負担額の徴収はありませんが、受診時に必ずご持参ください。自立支援医療制度と分ける必要がありますので、自己負担の1割分について、本管理票への記載を受けてください。

その他の手続

受給者証の内容等が変更となる場合は変更内容により「変更届」又は「変更申請」紛失または破損した場合は「再交付申請」の手続がそれぞれ必要となりますので、必ず区市町村窓口へ届出・申請をしてください。精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合や東京都外から転入されてきた方は、申請方法が異なりますのでお住まいの区市町村へおたずねください。申請用紙類は、区市町村窓口にあります。

利用にあたって

受診される際、「自立支援医療受給者証(精神通院)」と「自己負担上限額管理票」をご提示いただけない場合や、必要な手続を行っていただけない場合は、制度の適用を受けられず、医療費の1～3割の額を自己負担していただくこととなりますので、ご注意ください。

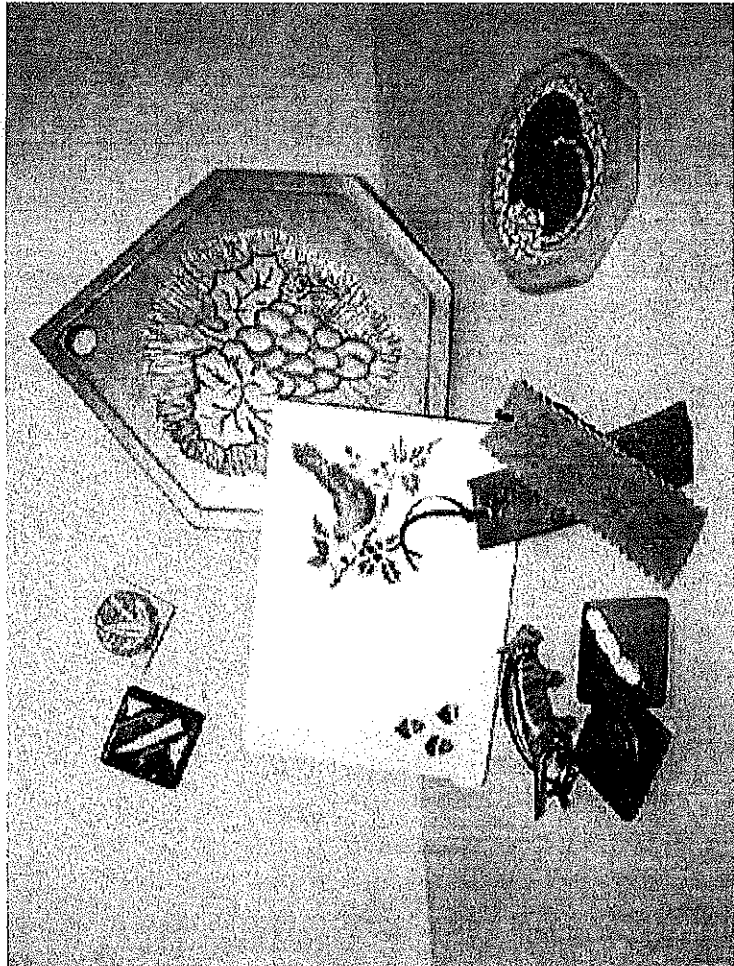
※全ての書類に関して個人のプライバシーの保護には、充分な配慮がなされます。

自立支援医療費制度(精神通院医療)に関する東京都の問い合わせ先
(制度について) 東京都福祉保健局障害者施策推進部 精神保健医療課生活支援担当 電話:03-5320-4464
(認定内容について) 東京都立中部総合精神保健福祉センター 事務室自立支援医療担当 電話:03-3302-7871

平成28年1月から申請書にマイナンバーの記載が必要です。

あなたは知っていますか？ この制度！

精神障害者保健福祉手帳制度



東京都立中部総合精神保健福祉センター トライワークプロジェクトのメンバーの作品

手続は、お住まいの区市町村の窓口に指定の書類を提出してください。

平成28年7月

東京都

精神障害者保健福祉手帳

1 趣旨

精神障害を持つ方が、一定の障害にあることを証明するものです。この手帳を持っていることにより、様々な支援が受けられますので、精神障害を持つ方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。

2 対象者

精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方が申請することにより交付されます。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

3 交付のための手続き

(1) 平成28年1月から、申請書にマイナンバーの記載が必要です。記載していただいたマイナンバーに誤りがないかの確認、また、ご本人であることを確認させていただいたため、マイナンバー制度の個人番号カードをご提示ください。個人番号カードの代わりに、以下の書類等をご提示頂いても構いません。

①マイナンバー制度の通知カード、②個人番号が記載された住民票の写し、③住民票記載事項証明書の①～③いずれか1点と、ご本人確認のための公的書類（例えば、運転免許証、パスポート、精神障害者保健福祉手帳など）の両方を確認させて頂きます。

(2) 申請は、精神障害者本人が行うことが原則ですが、本人の意思に基づき、ご家族等の方が手続を代行することも可能です。

(3) 申請窓口は、お住まいの区市町村です。

(4) 申請に必要な書類（新規・更新）

① 申請書 一 区市町村窓口にあります。

② 診断書 一 区市町村窓口にあります。指定のものです。

※手帳申請の際の診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6か月を経過している必要があります。

※精神障害のため、障害年金や特別障害給付金を受給されている方は、診断書の代わりに、「年金証書等の写し」で申請することができます。この場合は、原則、障害年金と同じ等級で交付されます。精神障害者保健福祉手帳の確実な発行のため、できるだけ新しい年金証書等の写しを添付してください。また、年金事務所等に照会するための「同意書」の提出もお願いします。（平成29年7月以降はマイナンバーを記入することです。「年金証書等の写し」は、添付が不要となる予定です。）

※手帳と自立支援医療費制度を同時に申請する場合は、手帳用診断書のみで申請が可能ですが、「高額治療継続者（重度かつ継続）」として申請する場合など「同時申請」については「自立支援医療費制度」のリーフレットをご覧ください。なお、年金証書等の写しでは「同時申請」はできません。

③ ご本人の写真（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身を写したものの、白黒・カラーどちらでも可。）

※申請前1年以内に撮影したもの。裏面に氏名と生年月日を必ず記入してください。

④ 現在お持ちの手帳の写し（更新の場合）

⑤ あて名を記入した「はがき」（交付の通知を希望される方）

⑥ 印鑑 一 年金証書の写し等で申請するときは、必ずご持参ください。

(5) 申請に基づき審査を行い等級が決定されれば、郵知事が精神障害者保健福祉手帳を交付します。

※更新審査の結果により、更新前とは異なる等級が決定されることや、手帳が交付されないことがあります。

(6) 手帳の記載事項は、氏名、住所、生年月日、障害等級、手帳の有効期限等です。また、申請時に提出された写真が貼付されます。

4 手帳の受け取り
申請した区市町村の窓口で受け取ります。(郵便での受け取りについては、区市町村窓口にご相談下さい)

更新、等級変更、他の道府県からの転入又は汚損・破損による再交付の場合は、新しい手帳を受け取る際に以前の手帳をお返しください。

5 有効期間
有効期間は、原則として、2年です。
更新は、手帳の有効期限の3か月前から申請できます。手帳の発行は2か月以上かかる場合もございますのでお早めに手続きをしてください。

6 障害等級
1級から3級まであります。非該当となった場合は、不承認通知書を交付します。

7 申請・届出
手帳を交付された後、下表の内容の事柄があった場合は、区分の欄の申請又は届出が必要です。

区分	内容	区別	申請・届出
更新の申請	手帳の有効期限が切れた後、引き続き、手帳の交付を受けるとき 有効期限の3か月前から手続きができます。 (注) 必要書類は前ページでご確認ください。	居住地の区市町村窓口	
住所の変更の届	(1) 都内で住所が変わったとき (2) 他県等から転入したとき 申請書、変更届、他県等が発行した手帳の写し、写真が必要です。申請書には、マイナンバーの記載が必要です。他県等が発行した手帳の残りの有効期間により東京都の手帳を交付します。	新たな居住地の区市町村窓口 マイナンバーの記載に関連して、窓口にて提示して頂く書類等については「3交付のための手続き」をご確認ください。	
氏名の変更の届	氏名が変わったとき (注) 変更届、手帳(原本)が必要です。		
等級の変更の申請	(1) 障害年金の等級が変わったとき (注) 障害年金証書等の写し、同意書及び写真を添付してください。 (2) 障害の状態に変化があったとき (注) 申請書、診断書及び写真を添付してください。	居住地の区市町村窓口	
再交付の申請	(1) 手帳を汚損、破損又は紛失したとき (注) 再交付申請書及び写真を添付してください。		

(注1) これらの申請又は届出をする場合には、申請書又は届出書に、手帳のコピーを添付してください(手帳を紛失又は消失したときを除く)。
(注2) 交付の通知を希望される方は、住所・氏名を記載した「はがき」の添付もお願いいたします。

手帳を交付された場合に受けられるサービス(平成28年7月現在)

● 税金の減額・免除 ※制度の詳細については、各窓口にお問い合わせください。

所得の種類	税率	軽減率	控除	課税担当課
所得税	1級から3級まで	1級から3級まで	納税者自身、又は控除対象配偶者や扶養親族が手帳をお持ちの場合、所得金額から、級に応じた額が控除されます。	確定申告の場合→税務署 給与所得者の場合→勤務先
住民税	1級から3級まで	1級から3級まで	納税者自身、又は控除対象配偶者や扶養親族が手帳をお持ちの場合、所得金額から、級に応じた額が控除されます。	区市町村の課税担当課
相続税	1級から3級まで	1級から3級まで	納税金額から、財産を取得した本人が満85歳になるまでの年数及び級に応じた額が控除されます(平成22年3月31日以前に財産を取得した場合の年齢要件は「70歳未満」となります)。	税務署
贈与税	1級から3級まで	1級から3級まで	親族等の個人が、金銭、有価証券、金銭債権、又は一定の要件を満たす不動産を贈与する場合、信託銀行との間で、「特別障害者扶養信託」契約を結ぶと、信託受益権の価額のうち1級の方は6千万円まで、2級3級の方は3千万円まで非課税になります。	信託銀行の営業所 及び税務署
利子等の税	1級から3級まで	1級から3級まで	ワル優、特別ワル優について、非課税制度を利用できます。	金融機関、証券会社の各営業所等
自動車税 軽自動車税 自動車取得税	1級で自立支援医療(精神通院)を受けている方	1級で自立支援医療(精神通院)を受けている方	(1) 左の対象者又は生計を同じくする方が、対象者の通院等に使用する車に対して減免されます。 (2) 軽自動車税の場合、左の対象者のうち、単身生活者の所有する車で、常時介護者により通院等に使用される車に対しては、減免される額があります(平成21年度から、減免額に上限が設定されています)。	自動車税・自動車取得税 →都税務事務所 又は自動車税事務所 軽自動車税 →区市町村の課税担当課
個人事業税	1級から3級まで	1級から3級まで	本人又は障害者を扶養している方が、前年度の総所得額が370万円以下の場合、級に応じた額が減免されます。	都税務事務所等

● 都営交通乗車証の発行

都営、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーに無料で乗車できます。
ただし、シルバーバス、その他の無料乗車券の所持者は対象外です。
(1) 申請・発行窓口(平成22年11月1日よりICカード(バスモ)もご利用いただけます)
23区内の都営、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所(31か所、次ページの＜区部券発売窓口一覧＞を参照してください)、又は市町村窓口において申請してください。発行窓口は乗車証の種類により異なります。
舎人ライナーの定期券発売所
磁気券…都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所
紙券…都営、都営バス定期券発売所及び市町村窓口
ICカード…都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所
※磁気券・紙券もこれまでどおりご利用いただけます。
※都営交通乗車証は都営バスの営業所の窓口や区の保健所、保健センターでは発行しておりませんので、ご注意ください。
《問い合わせ先》東京都福祉保健局 障害者施策推進部 精神保健医療課 生活支援担当
(電話)03-5320-4464

(2) 手続方法
上記(1) 申込窓口で手帳を提示し、申請書に必要事項を記入してください。その場で発行します(平成20年4月から発行手数料が無料になりました。なお、有効期限が過ぎた手帳や手帳申請書の控えでは発行できませんので、ご注意ください)。
(3) 継続手続
有効期間は、発行日から2年間です。有効期限の13日前から継続手続ができます。継続に必要な書類は、手帳、申請書及び現在お持ちの乗車証です。

